

公表用

令和6年第4回
球磨村農業委員会議事録

球磨村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午前9時開会
2. 開催場所 球磨村役場 3階小会議室
3. 出席農業委員 (6人)
会長(7番)友尻 辰生 職務代理者(6番)内布 敬正
(1番)椎屋 智司 (2番)松野 三千夫 (3番)高沢 正浩
(4番)大無田 満浩
出席農地利用最適化推進委員(5人)
(1分区)吐合 則直 (2分区)糸原 佳代 (3分区)岡 忠康
(4分区)嶽本 基和 (5分区)金栗 代
4. 欠席委員 推進委員1人
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第9号 非農地証明願に伴う農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断について
第3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する意見決定について
第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画による許可に対する意見決定について
第5 その他
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 木屋 正行
7. 会議の概要
事務局長 ただいまから令和6年第4回の定例会を開催いたします。初めに友尻会長よりご挨拶をお願いします。
会 長 挨拶、本日は、3件の議案と報告事項でございます。どうぞよろしくお願ひします。
事務局長 本日は、1名欠席ですが、球磨村農業委員会会議規則第7条の規定により本総会は成立しました。本会議の議長は、球磨村農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので会長よりお願いします。
議 長 それではただ今議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の

指名を行います。球磨村農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

【全員異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録の署名委員は3番委員、4番委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局長を指名します。

議長 以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第9号「農地法第5条の規定による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案第9号「非農地証明願に伴う農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断について」を説明します。

資料は2ページからでございます。ページをめくっていただき、3ページをご覧ください。申請書写しを載せております。届出人は資料のとおりですが、届出人本人が事務局に書類提出できませんでしたので、その土地を所有している方に委任され書類を提出された次第です。そして許可後は、届出人自ら法務局に出向き、地目変更登記をしていただくように説明をしております。資料は、5ページに全部事項証明書、6ページに字図の写しを載せています。

土地の所在は大字三ヶ浦乙字千津の1筆で、現地は俣口集落から左側に伸びる那良川支流の白浜川沿いの林道を国有林方面に1キロほど進んだ道下のもと水田で、現在は永年耕作されておらず盛り土になっていて山林の状態でした。現地確認については、4番委員、4分区推進委員と事務局で4月5日に行いました。なお、現地写真は別紙資料です。以上で説明を終わります。

議長 議案第9号について、事務局からの説明が終わりました。申請物件については、4番委員が担当となっておりますので、調査報告をお願いします。

4番 現地確認は、4月5日の午前中、私と5分区推進委員と事務局から事務局長、事務補助員との4人で現地確認を行いました。地区で言えば俣口地区の那良川向えの場所です。字図でもわかるように、林道と川の間で林道のUターンするような広い場所があり、その下の部分にあたる箇所近くで炭窯もありました。以上のことを踏まえ、明らかに農地の形状ではなかったもので、非農地判断をしたところでした。報告は以上です。

議長 どうもありがとうございました。4番委員から調査報告が終わりました。第5分区推進委員から何か意見はありますか。

5分区推進委員

いま、4番委員から調査報告がありましたとおり、私からは特にございません。

議長 それでは審議に入ります。議案第9号について何かご質疑はありますか。

【審議】

議長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

- 議 長 全員賛成ですので、議案第9号は、申請どおり決定することといたしました。
- 議 長 続きまして、日程第3議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可に対する意見決定について」を説明させていただきます。資料は7ページからでございます。8ページに一覧表を載せております。ページをめくっていただき、9ページが申請書の写しでございます。使用貸借の申請になります。該当者は資料のとおりでございます。関係する土地の所在は、大字一勝地甲字上原の5筆で合計面積は1966㎡です。転用目的は資材置場でございます。事業の利用期間は許可日から永久年間となっております。資料は11ページから15ページまでが全部事項証明書の写しで、16ページが会社に関係します履歴全部事項証明書の写しで、17ページが関係者の印鑑登録証明書及び住民票の写しです。そして18ページから19ページにかけてが事業計画書で、20ページから23ページにかけて被害防除策の確認書です。24ページが使用貸借契約書（案）です。
- また、25ページが確認書、26ページが委任状です。次に27ページには手続きが遅くなったということで始末書が添付されています。委員の皆様もすでにご存じの方もおられると思いますが、この周辺の土地は、何年も前から転用許可を得ずに開発が行なわれ、県から違反転用の指摘を受け、これまで数回、県、村、関係者と協議を重ねてきまして、ようやく今年1月18日の現地において協議をしました結果、手続き方針が決まりまして、今回の案件に挙げていただいたところでございます。
- 資料に戻ります。28ページが土地利用計画図を載せております。次に29ページが字図の写しです。30ページが申請地を表した周辺図です。
- なお、事務局では現地確認を4月5日に行いました。また、現地写真は別紙資料です。ご確認ください。説明は以上でございます。
- 議 長 議案第10号について、事務局からの説明が終わりました。申請物件については、私が担当となっておりますので報告いたします。
- 関係者に4月2日に連絡を取りまして、4月7日に申請人、4分区推進委員と私の3人で現地確認を行いました。隣接地の所有者にも連絡を取りましたが、仕事の都合で参加できないとのことでした。
- 以前から更地ようになっていて、私の記憶では何もなかったように思っていました。当日の現地確認では、資材置場で十分なスペースとなっておりますし、現地もきれいに整備されておりましたので、特に問題はないと感じました。私からは以上です。
- 議 長 4分区推進委員から何か意見はありますか。

4 分区推進委員

いま説明があったとおりで、私からは特にありません。

議 長 それでは審議に入ります。議案第10号について何かご質疑はありませんか。

2 番 木材や機械等は置いてありますか。

議 長 まだ置いてありません。機械については、申請者の事務所入り口から50メートルくらい下に機械置場を作ってあり、そこに全ての機械を置かれています。そして、木材は置いてありませんでした。

4 番 建物の敷地については、どうなっていますか。

議 長 今回の申請地に隣接はしていますが、農地以外の宅地で登記されています。

議 長 ほかにございませんか。

【 審 議 】

議 長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は、申請どおり決定することといたしました。

議 長 続きまして、日程4議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただきます。

資料は31ページからでございます。今回提出されております案件につきましては、再設定が2件でございます。ページをめくっていただき、34ページに総括表と35ページに一覧表を載せております。それでは、37ページをご覧ください。受付コードは060006号です。再設定の申請です。利用権の設定をする者及び設定を受ける者は資料のとおりで、利用権を設定する土地は、大字渡甲字北ノ園と四蔵鶴のそれぞれ1筆の計2筆です。地目は、台帳がともに畑で、現況につきましては、字北ノ園が田で字四蔵鶴が畑でございます。面積合計は2,360㎡です。利用内容は字北ノ園の利用権設定が「水稻」で、字四蔵鶴の利用権設定が「野菜」でございます。利用権設定期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間でございます。利用権の種類は字北ノ園の利用権設定分が玄米60 kilogramsの物納による賃借権でございます。一方、字四蔵鶴の利用権設定分が無償による使用賃借権でございます。最後に、経営状況は記載のとおりでございます。

申請箇所は、内布集落内の農地でございます。現地写真は別紙をご覧くださいご確認くださいようお願いします。全体写真はA3横で、個別の写真はA4縦にしております。事務局では、4月5日に現地確認を行いました。

事務局 続きまして、37ページの受付コード060007号をご覧ください。
再設定による申請です。利用権を設定する土地は、大字渡甲字北ノ園と四蔵鶴のそれぞれ1筆の計2筆です。地目は、台帳・現況ともに畑でございます。面積合計は1,255㎡です。利用内容は字北ノ園の利用権設定が「栗」で、字四蔵鶴の利用権設定が「野菜」でございます。利用権設定期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間でございます。利用権の種類は、ともに無償による使用賃借権でございます。また、経営状況は、記載のとおりでございます。
申請個所は、先ほどご説明しました内布集落内の農地でございます。現地写真は別紙をご覧くださいご確認くださいませようお願いします。事務局では、4月5日に現地確認を行いました。議案第11号につきましては以上でございます。

議長 議案第11号について、事務局からの説明が終わりました。担当区域について、推進委員からの意見を求めます。

1 分区推進委員

現地確認の結果、問題なく耕作されていたので、問題はないと思います。

議長 それでは審議に入ります。受付コード060006号の利用権設定について何かありませんか。

【 審 議 】

議長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議長 全員賛成ですので、受付コード060006号の利用権設定については申請どおり決定することといたしました。

議長 続きまして、受付コード060007号の利用権設定について何かありませんか。

【 審 議 】

議長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議長 全員賛成ですので、受付コード060007号の利用権設定については申請どおり決定することといたしました。

議長 続きまして、日程第5のその他について、事務局より報告事項をお願いします。

事務局 報告事項について説明。

議長 これをもちまして、本日予定しました定例会日程は全て終了しましたので会議を閉じます。令和6年第4回、球磨村農業委員会4月期定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月10日

議 長	友 尻 辰 生
署名委員	3 番 _____
署名委員	4 番 _____